

## 第 67 回広島県公共工事入札監視委員会議事録（概要）

開 催 日	令和元年 12 月 25 日（水）10 時 00 分から 12 時 00 分まで
場 所	県庁東館 601 会議室
出 席 委 員	河合委員（委員長），内田委員，折本委員，鳥谷部委員，松本委員
議 題	<p>(1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告について</p> <p>(2) 抽出事案について</p> <p>①福山沼隈線道路改良工事（1 工区） 【東部建設事務所】</p> <p>②呉警察署非常用発電機更新工事 【営繕課】</p> <p>③一級河川 芦田川水系 御調川 外 河川災害復旧工事（平成 30 年災害第 2 8 2 8 号 外 5 箇所） 【東部建設事務所三原支所】</p> <p>④二級河川 沼田川水系 椋梨川 河川災害復旧工事（平成 30 年災害第 5 1 8 7 号）その 2 【西部建設事務所東広島支所】</p> <p>(3) 報道機関からの取材対応について</p>
審議対象期間	令和元年 7 月 1 日から令和元年 9 月 30 日まで
審議・報告内容	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	いずれの審議案件とも適正であると認められました。
担 当 部 署	広島県土木建築局建設産業課 入札制度グループ T E L 082-513-3821（ダイヤルイン）

## 報告内容

## 議題 (1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告について

○入札方式別の発注工事件数は次のとおりである。

入札方式	件数
一般競争入札	267件
指名競争入札	193件
随意契約	73件
合計	533件

○指名除外措置を行った件数は9件

○低入札価格調査を行った件数は4件

○入札契約過程に係る苦情申立ては1件。

○入札談合情報、入札契約事務に係る働きかけ等は該当なし。

## 意見・質問

## 回答

○資料番号1の低入札価格調査を行ったものという表の中で、落札の当否が否で、かつ、否の理由のない者があるが、どういった理由か。

○こちらは、入札の結果、第一落札候補者となった者が低入札価格調査の結果、基準を満たさず否となり、続く次の落札候補者は基準を満たしていたため落札決定した。指摘の業者は更に次点であった。

○3者の中で最も入札価格が高いため、調査はしていないということか。

○そうである。調査する前に、別の業者に落札決定した。

○否の理由を記入するならば、入札価格が他者より高かったために、低入札価格調査の対象にならなかったということか。

○そうである。

○資料番号1の入札方式別発注工事総括表によると、この度の対象期間で533件の発注があったということだが、これは予定価格250万円以下のものを除くとある。では、250万円以下の発注件数は分かるのか。

○取りまとめていない。250万円以上のものを対象に、各発注者に照会し、当委員会に諮っているところである。

○250万円以下の場合、基本的に随意契約となるのか。

○そうである。価格の少額な工事請負契約は随意契約することができる。

○例えば相見積りで比較するなど、少しでも安く契約するようにはしているのか。

○随意契約する場合でも、広島県契約規則において、なるべく2者以上の者から見積書を徴するように定められており、特に建設工事であれば、この1者以外では対応できないなどの理由がなければ、複数者から見積りを取っているところである。

○了解した。

○資料番号1の一般競争入札の発注工事一覧表によると、非常にくじが多いように見受けられるが、くじとはどういう仕組みで、またどういった理由でくじとなるのか。

○入札手続きにおいて、開札して最も価格が低い者を落札者とする場合に、同額の入札者が複数いれば、くじによって落札者を決定している。

<p>○例えば、一般競争入札の25番は応札者が1者なのでくじにはならないが、続く26番は応札3者でくじとなっている。</p> <p>○開札の当日に集まってもらってくじ引きを実施しているのか。</p> <p>○一番低い価格で並んだ場合にくじになるということだが、くじ引きの実施割合が高いように見受けられる。それぞれが自由に積算すれば、なかなか入札価格は一致しないように思うが、その原因は何か。</p> <p>○調査基準価格を下回った場合は失格となるのか。</p> <p>○調査対象にならないような金額で入札しようとすると、その金額に集まってしまうと。</p> <p>○入札価格は千円単位か。</p> <p>○その結果、調査基準価格が予想しやすく、くじになっている。</p> <p>○特に土木工事であれば大体の目安が付くのではないか。</p> <p>○調査基準価格を上回って、かつ最低金額で入札しようと思えば、調査基準価格プラス1円といったことも可能か。</p> <p>○調査基準価格と同額の場合は調査対象にはならないので、調査基準価格での応札が多いということで、了解した。</p>	<p>○3者のうち、少なくとも2者が同じ金額で最低札となったため、公平に落札者を決定するために、くじ引きを実施している。</p> <p>○電子入札なので、システムでくじ引きを実施している。</p> <p>○設計金額の低い建設工事については予定価格を事前公表しており、また、それ以外のものについても積算基準を公表しているので、低入札価格調査の調査基準価格をある程度推測できる。その中で、調査基準価格を目指しての応札が多くなると、総合評価落札方式でない金額帯の低い工事の場合は、くじの割合が高くなる。</p> <p>○調査基準価格を下回った場合は、低入札価格調査を実施するが、大体、調査基準価格を下回らないような応札をする傾向がある。</p> <p>○そうである。</p> <p>○1円単位で入札できる。ただし、調査基準価格は端数を丸めて設定している。</p> <p>○そのように思われる。</p> <p>○そのとおりで、土木工事に関しては、積算基準も単価も公表しており、業者も積算システムによって予定価格を概ね推察できるものと考えている。</p> <p>○そうすると、調査基準価格と同額の入札に負けてしまう。</p> <p style="text-align: right;"><b>【建設産業課長／技術企画課長】</b></p>
---	--

審議内容

議題 (2) 抽出事案について

抽出事案1 福山沼隈線道路改良工事(1工区)

意見・質問	回答
<p>○同じ一般競争入札でも応札の多いものと少ないものがあるが、より競争性が働くように、複数者からの応札があるような要件にするなどの工夫はあるのか。また、なぜ案件によって応札の多少に差があるのか。</p> <p>○1回目と2回目では全く応札がなかったのか。</p> <p>○1回目、2回目と今回では工事内容に違いはあるのか。</p> <p>○金額としても増えているということか。</p> <p>○技術的に難しい内容が含まれていることが原因か。</p> <p>○そういった中で、10者以上の応札があった工事もあるが、本件とは工事の種類が違うということか。</p> <p>○本件のような1者応札によるものが随分多いように見受けられる。競争入札の結果なので仕方ない面はあるが、総合評価落札方式においても1者応札だと何も比較ができない。一般県民からすると、複数者による応札で競争があったことが分からないと、果たして一般競争入札と言えるのかと疑念を持たれかねないので、応札者数の低下は課題かと思うが、どのような工夫をしているのか。</p> <p>○本件においても、3回目の公告となる今回は応札してもらえよう工夫をしているという話があったが、本件以外でも複数の応札が見込めないような場合には、公平性には留意しながらも応札に繋がるような配慮が必要ではないか。</p>	<p>○本件については、平成30年7月豪雨災害関係の工事の発注がピークに達している時期で、2回入札不調となった後、この度が3回目の発注だった。入札不調の原因は、やはり、多くの災害復旧工事によって、配置技術者や作業員の確保が非常に困難な状況だったため、応札を回避した業者が多かったのではないかと考えている。我々も応札いただけるように働きかけてはいるところだが、そのような事情でなかなか応札がなく、3回目の発注でようやく契約に至ったものである。</p> <p>○そうである。</p> <p>○この度の3回目では、地盤改良工事を追加している。</p> <p>○そうである。工事によって難易度が異なり、地盤改良工事を追加することによって、入札に参加しやすくしたという経緯である。それでも1者しか応札がなかった。</p> <p>○それも一因かと思われるが、やはり災害復旧工事によって、技術者や作業員の確保が難しかったということが主な原因と考えている。</p> <p>○そうである。</p> <p>○本件については、先程お話したとおり、災害復旧工事が多いために応札者数が減っている実態があると思う。指摘のとおり、なるべく競争性が高まるようにという考えに基づいて、特殊事情がある場合を除き、基本的に応札可能な業者が10者以上になるよう資格要件や技術要件を設定する方針で、指名選考委員会等で協議をした上で公告の内容を決定しており、一定の競争性が保たれるように努力しているところである。</p>

○この度は地盤改良工事を追加したとのことだったが、本来その工事はどのような形で発注する予定だったのか。

○一般的に、地盤改良工事を行った後に上物である施設ができるイメージであるが。

○工事を追加して、規模を大きくしたというところか。

○それによって設計金額が約2億8千万円まで増加したので、応札があったというところか。

○応札があった理由として、設計金額の増額によるのか、たまたま技術者に空きがあって受注できる体制になったのかは分からないのか。

○今回、3回目の発注で工事内容を変更したということだが、どの段階でそのような方針になったのか。例えば、2回目の発注で今回のような変更をすることもできたのか。

○このことについて基準はあるのか。

○本件については、1回目が不調となり、聞取りをして、2回目は工事内容を見直さなくても良いという判断で発注したが、やはり不調だったので、今回内容を見直したところ、応札があったというところか。

○それだけ経過しているということは、その分、工事遅くなる。

○過去に入札不調があったことは、この質疑によって初めて分かったところだが、委員としては、工事の一覧表の中で、これは過去に何回不調になって、この度こういう結果になったということが分かると思う。

○工事名がその2、その3となっていれば、何回目の発注かが分かるということか。

○この度も入札不調・不落になっていけば、随意契約することになるのか。

○別途発注する予定だった。

○本件は右岸側と左岸側で、場所が異なっている。

○そうである。左岸側の地盤改良工事を、右岸側の橋台工事と合わせて発注している。

○そうである。

○おそらくその両方だと思われる。内容を見直したり、発注時期を見直したり、応札に繋がるようにいろいろ工夫しているところである。

○可能である。

○基準があるわけではないが、例えば入札が不調・不落となったときは、応札者等に聞取りを実施して、その要因がどこにあったのか分析している。積算上の問題なのか、工事内容の問題なのか等を確認した上で、どういった対応をするか、都度検討している。

○そうである。補足すると、1回目は平成30年9月に公告した。2回目は同じ内容で時期を変えて、翌年4月に公告した。それでも不調だったので、7月に地盤改良工事を追加し、発注した。

○そうである。なるべく早く施工したいので、工事を追加して発注した。

○本件については、1回目は平成30年度に道路改良工事（1工区）として発注した。2回目は年度が替わったので、平成31年度の3工区として発注し、3回目は工事内容を変更したため工事名を変更する必要があったので、1工区とした。東部建設事務所の場合、工事内容に全く変更がなければ、工事名は変更せず、その2とすることとしている。よって、工事内容に変更がなければ、当該工事が何回目の発注かが分かる。

○基本的にそのようなルールである。今年度は災害復旧工事を多く発注している関係で、入札不調・不落がかなり多くなっているが、通常であればこれほどではない。

○特にルールはない。

- 何回不調・不落になったら随意契約する、といった決まりはないのか。
- 随意契約の相手方はどうやって見つけているのか。
- 従前は1者応札では中止していたのか。
- 一般競争入札と指名競争入札を実施する場合の基準はどうか。
- 指名競争入札の方が、応札が増えて競争になりやすいのか。
- ある程度状況を見ながら、判断して指名業者を選定するので、契約に至りやすいということか。
- 了解した。

- 今回も応札がなかった場合、随意契約の相手方も当てがない状況である。一般競争入札であれば1者でも応札があればその方と契約するが、従前は、指名競争入札の場合は1者応札では入札不調としていた。災害復旧工事等で緊急性がある場合には、その応札者は受注意欲があるので随意契約することはあるが、まず応札者がいないとなかなか当てがない。
- 例えば不調・不落になった案件の応札者であるなど、何かしら受注する意思があることを確認する必要がある。
- 令和元年9月30日以降に指名通知する平成30年7月豪雨に係る災害復旧事業等の工事で、電子入札を実施するものについては、指名競争入札であっても1者応札を有効とすることとした。今回委員会の対象は7～9月に契約した工事のため、指名競争入札で1者しか応札がなかった場合は入札不調となっている。このため、緊急を要する場合はその応札者と随意契約している状態である。
- 基本的には一般競争入札を実施する方針だが、災害復旧事業が多く、指名競争入札を実施できる範囲を拡大しているため、指名競争入札の案件が増えている。
- 比較的、契約に繋がりやすいということである。地域ごとに業者がどのくらい手持ち工事がある程度は分かるので、いつ出せば応札してくれそうかといったタイミングを計れる面がある。
- そういった面と、加えて、契約までの日数が短くなる。
- 一般競争入札の場合は周知期間を設けるようにしているが、指名競争入札の場合はその期間が不要なので、公告から入札までの期間は短くて済む。また、どちらの入札方式にするかの基準については、原則、金額によって1千万円未満の工事は指名競争入札をすることができると定めているが、現在、災害復旧を急いでいるので、特例として範囲を拡大しているところである。

【東部建設事務所長／建設産業課長  
／技術企画課長】

審議内容

議題 (2) 抽出事案について

抽出事案2 呉警察署非常用発電機更新工事

意見・質問	回答
<p>○本件は発電機更新工事で発注業種が電気工事、抽出事案1は道路改良工事で発注業種は土木一式工事なので、工事内容が異なるということで、本件については応札者が非常に多い点は良いと思う。くじで落札決定している点については、くじも競争であるとは言えるだろう。低入札価格調査を実施している点について説明して欲しい。</p> <p>○そういった理由で、多くの応札があったと。</p> <p>○更新工事ということはもともと発電機があったということかと思うが、それはいつ頃設置されたものか。</p> <p>○では、更新理由は壊れたからではないと。</p> <p>○更新の必要性はチェックしているのか。まだ使えるのではないかとか、新しい機能を付加する必要があるとか、省エネになるとか、そういった判断はどこかでされるのか。</p> <p>○本件で更新して、ある程度長期間使っていくものだと思うが、契約において、何年ぐらい使用できるものといったような仕様は決まっているのか。</p> <p>○工事費のうち、発電機の価格が大部分を占める</p>	<p>○電気工事にもいろいろあり、建物に係るものだと、照明やコンセントの設置工事、エアコンへの送電のような機械設備工事等であれば、建築工事との取り合いがあるが、本件は発電機を更新するだけである。また、機器費が大部分を占める本件のような工事は施工業者にとって受注したい工事であるものと思われ、建築工事が絡むものに比べて受注意欲が高く、低価格での応札にも繋がったのではないかと推察される。</p> <p>○そうである。自社だけでコントロールできて、かつ機器費が大部分を占めることから、応札意欲が高かったと考えている。</p> <p>○かなり古いものと思われる。具体的な耐用年数は分かりかねるが、耐用年数が切れて随分経過するので、警察からの要望に沿って施工するものである。 (補足：旧発電機は1996年から使用。耐用年数は、使用状況や設置環境、分解整備等によるため一概には言えないが、設置後20年ほどで更新計画に入ることが多い。)</p> <p>○壊れたわけではないが、非常用発電機は一般電源が落ちた場合に電気を供給する重要なものである。停電時にこれが動かないと困るので、耐用年数等を考慮して、この度更新するものである。</p> <p>○一般論として、非常用発電機については耐用年数を超えても使えるような状況はまああると思われる。一方、古くなると、定期的な点検の中で、点検業者から動作の保証ができないとか、点検も受け入れられないといったことも生じる。そういった状況で、多くの警察署があって、予算との兼ね合いもある中で、この度は呉警察署のものを更新しようと警察の方で判断して、営繕課に依頼し、発注したものである。</p> <p>○耐用年数は目安とするが、耐用年数を超えると使えないというものでもないので、都度、財政状況も踏まえながら総合的に判断している。</p> <p>○発電機のメーカーは相当数あるので、特定の1</p>

とのことだったが、事実上、このメーカーのこの製品といったようなことが決まっていたりするのか。

○そうであれば、発電機を安いものにしてしまえば、非常に利益が大きいということにもなりかねないので、何年使用できるとか、どのような機能があるとか、そういった内容も踏まえての入札でないといけない。  
また、メンテナンスには毎年どのくらいの費用がかかるのか。

○もし、メンテナンスの費用が高額なのであれば、それも比較する必要があると思うし、単に、価格競争で3千万円近い契約をしても良いのか気になった。その点について工夫はあるのか。

○工事費内訳書を見れば、機器部分について各社の金額が分かるのではないか。

○落札業者については、発電機に係る金額はいくらか。

○それでは、工事費のほとんどが機器費というわけでもない。

○今回、低入札価格調査によって、総額失格基準価格からたった3千円安かったために失格となっている。要するに、単に基準の2,510万円を下回ったから失格ということ。この低入札価格調査の基準は、粗悪な工事をされては困るので、その担保に失格基準価格を設定しているということだったと思う。

○総額失格基準価格を下回れば失格となり、あとは同額なのでくじになる。ルールなので仕方ないのだろうが、機器の占める金額が大きいのであれば、安い粗悪品ではないということを確認する意味で、くじの前に、工事費内訳書で発電設備の占める割合がどれほどかを考慮するなど、品質に係る不安要素を払拭した上でくじ引きすれば良いと思う。調査基準価格以上だから、一律くじで決定するという判断で良いのか。段階的な審議にはならないのか。

○これ以上のものを設置するように、とスペックを指定していると。メンテナンス費用についてはどうか。

○工期が守れるかといったことや、発電機の更新期間にきちんと仮設発電装置を設置してリスクを軽減するといったこと、発電機のスペックなど、金額以外の判断基準もある。また、仮設発電装置の取替工事に要する期間として14日程度

者といったようなことはない。

○それほど高額でなかったと記憶しているが、具体的な金額は分からない。

○設計する際に、発電機の見積りを、最低3者以上のメーカーから取って、比較し、採用している。大きな差があれば、見積数を増やすとか、極端なものは外すとか、当該メーカーへの聞取りとかを実施しているところである。

○そうである。発電設備という項目である。

○1,057万5千円である。

○発電機というのは相当大きなメーカーが作っているので、機器自体の価格に極端な差はない。

○そうである。今回は、応札14者中13者が同額の入札で、1者だけが低い金額となっており、ほとんどばらつきがなかった。

○本件は単純な価格競争である。

○仕様書の中で、性能については一定の仕様を示しており、施工段階でも確認している。性能を満たしていないものであれば、満足するものを設置してもらうことになる。

○メンテナンス費用についても、設置したものによってそれほど金額が違うというようなことはない。積算して費用を算出した上で別途、入札等を実施する。

○いずれも施工条件として示している。



と示してあるが、その工期が担保されるかといった面も留意しなければいけない。

○条件で示してあるので、そのとおり施工されるものと信頼できると。

○天候にも影響されると思うがどうか。

○工事費内訳書以外にもたくさんの資料があって、また、工程表等も提出させて施工に問題がないか判断しているということか。

○了解した。

○施工計画を出していただき、それを基に判断している。

○受注者の責めに帰すべきでない理由により工期の変更が必要と判断されれば、認めることもあり得る。

○そうである。指摘のあったような内容については施工条件なので、設計図書において示している。

【営繕課設備工事担当監／建設産業課長  
／営繕課長】

議題 (2) 抽出事案について	
抽出事案 3 一級河川 芦田川水系 御調川 外 河川災害復旧工事 (平成30年災害第2828号 外5箇所)	
意見・質問	回答
<p>○辞退者が多いが、同種工事が多いからか。</p> <p>○他の工事があって、受注できない状況だったということか。</p> <p>○本件は、いくつかの箇所に分かれているようだが、業者の受注意欲に影響するのか。</p> <p>○落札した業者の平均工事成績点は73点で、それを上回る成績点の者の多くは入札辞退している。そういった中で、当該業者は基準を満たしている、ということの問題ないのか。</p> <p>○総合数値や平均工事成績点が良い方が、良いものができるように思うが、この度は基準を満たしていれば特にその点が問われることはなく、品質については、契約後、施工段階で見ていくものと理解した。</p> <p>○予定価格は事前公表か。</p> <p>○事前公表するか否かの基準はどうか。</p> <p>○応札者が少ないだろうことを踏まえて、一方の落札できなかった業者は予定価格100%で応札しているということか。</p>	<p>○災害の関係で発注件数が多く、地元業者においても技術者が足りないというような状況だった。本件の発注当時、9月時点では三原支所管内の入札不調の発生率が約52パーセントで、そのうち災害復旧工事では6割を超えていた。現在は少し下がりつつあるが、当時が一番厳しい状況だった。</p> <p>○そうである。県だけでなく、市町の発注する工事もある。</p> <p>○災害が発生すると、国から補助金をもらうために災害査定を受ける。三原支所管内における査定箇所数が、県所管分で約460件、市町所管分を含めると千件近くあった。規模にも大小あり、とても1件ずつ発注すると片付かないような量である。そのため、業者の施工能力も考慮しつつ、査定箇所をいくつかまとめて発注することとしている。本件については、場所が近接している6件を一つにまとめて発注した。</p> <p>○問題ない。本件は護岸復旧工事で基本的な土木工事であるため、工事成績点での条件は設定していない。この度の指名業者であれば、いずれも十分な施工能力があると判断している。</p> <p>○そうである。</p> <p>○土木一式工事業種については、予定価格1億5千万円未満のものは事前公表している。</p> <p>○そのように思われる。三原支所の指名業者選定の方針として、本来、施工箇所が含まれる地区の地元業者を選定しており、本件であれば、旧御調町が現場なので、その旧御調町とすぐ南側に隣接する尾道バイパスより北のエリアの業者を指名するところだが、入札不調が多く発生している状況なので、尾道バイパスの南側や旧浦崎町、旧百島町までエリアを広げて指名したものである。そのため指名業者数は33者と多くなっているが、この度は2件の応札があった。落札者は旧御調町の地元業者だが、もう1者は拡</p>

<p>○落札業者の入札価格の方が8万7千円ほど安いので、少しでも安く契約することができた。</p> <p>○1者応札ではなく、多少は競争入札の成果があったものと理解した。</p> <p>○参考資料の指名審査検討資料の中で、手持工事件数という欄があり、上から8件、5件と続くが、0件のものもある。先程、他の工事があるから応札者が少ないという説明があったがどういった事情か。</p> <p>○もともと一般競争入札の金額帯の工事かと思われるが、手続きを短くするために指名競争入札したものか。</p>	<p>大したエリアの尾道バイパスの南側の業者だった。エリアを広げていなければ、1者応札で入札不調となっていたはずなので、その成果があったと考えている。</p> <p>○次点の業者は、もしかすると、他に応札者がいなければ1者応札で不調となっても、随意契約してくれるだろうと考えたのかもしれない。</p> <p>○県発注のデータしかないなので、この件数は県工事のみの数字である。尾道市の工事や個人宅の土砂の撤去等、そういった対応もあるが件数に含まれていない。</p> <p>○そうである。災害復旧工事なので、指名競争入札とした。</p> <p><b>【東部建設事務所三原支所長，技術企画課長】</b></p>
--	--

議題 (2) 抽出事案について	
抽出事案 4 二級河川 沼田川水系 椋梨川 河川災害復旧工事 (平成30年災害 第5187号) その2	
意見・質問	回答
<p>○随意契約の相手方は、指名競争入札の際に応札した2者のうちの1者か。</p> <p>○応札した2者のいずれも予定価格を超過していたが、より安い入札価格だった1者と随意契約したというところか。</p> <p>○指名競争入札の際の入札価格は、この度の契約金額と同額か。</p> <p>○随意契約に当たって、こちらの予定価格の範囲内まで金額を下げてもらったということか。</p> <p>○価格交渉していくということか。</p> <p>○具体的な予定価格は分からないので、予定価格を超過していれば、改めて見積りを提示、という手続きを繰り返していくと。</p> <p>○もともと指名競争入札の際の入札価格が予定価格を超過していたので、入札が不落となったということだったか。</p> <p>○その中で、相手方は随意契約を打診されて、公表されている数量等から積算して見積りを提出した。場合によっては、話にあったように予定価格超過から再見積りといった手続きを繰り返しながら、最終的に県の予定価格の範囲内で契約できたものと理解した。</p> <p>○指名競争入札の際にも予定価格を超過していることが分かるということは、大体の予定価格は想定されるものか。</p> <p>○具体的な金額までは分からなくても、入札価格からいくらか下げないと随意契約でも予定価格の範囲内でないといったことぐらいは分かるのではないか。</p>	<p>○そうである。</p> <p>○そうである。</p> <p>○指名競争入札では入札価格が予定価格を超過していたため、今回の契約金額よりも高かった。</p> <p>○発注機関は予定価格を設定していて、それに対して随意契約の相手方が見積りを提示する。それが予定価格を超過していれば、その金額では契約できないので再見積り、という手続きを繰り返していく。</p> <p>○価格交渉ではない。あくまで、その見積りの金額では契約できない旨を伝えて、相手方がもう少し安くても契約したい意思があり、最終的に見積金額が予定価格の範囲内であれば契約する。</p> <p>○予定価格を超過している旨のみで、具体的な金額は伝えない。</p> <p>○相手方も予定価格のギリギリの金額で契約したいという思いがある。</p> <p>○指名競争入札の際の予定価格は事後公表だったが、この度は入札が不落だったので、公表されていない。</p> <p>○大体は分かるはずだが、入札が成立しなければ公表はしない。</p> <p>○そうである。</p>

<p>○指名競争入札の際の入札価格について、契約業者の金額はいくらか。</p> <p>○もう1者は予定価格をどのくらい上回っていたのか。</p> <p>○予定価格が事後公表の中で、予測しきれない業者もあれば、契約業者のようにある程度近いところで入札した者もある。仮に契約業者の応札がなかった場合に、大幅に予定価格超過となった次点者とは、随意契約はできないということか。</p> <p>○了解した、最初の入札価格が著しく高い場合には契約は難しいという趣旨だろう。</p>	<p>○3万9千円ほど予定価格超過だった。</p> <p>○約1,100万円の超過だった。</p> <p>○平成14年3月20日土木建築部長通知「入札の結果落札とならない時の措置について」の中で、予定価格を超える最低入札価格と予定価格の差が概ね5%以内の場合は、その者が当該予定価格の範囲内で随意契約に応じる意向があれば随意契約できるとある。加えて、本件は災害復旧工事で急施を要することもあり、随意契約したものである。次点者については5%以内の要件を満たさないため、随意契約はできない。</p> <p>【西部建設事務所東広島支所長／建設産業課長】</p>
--	---

議題 (3) 報道機関からの取材対応について	
意見・質問	回答
<p>○取材対応については、記者会見のようなものをイメージしているのか。</p> <p>○特に意見はないようなので、事務局からの提案のとおり、報道機関からの取材については、委員会として意見があったときは、委員会における取りまとめ素案に基づき、委員長が回答、対応を行うこととし、意見がなかったときは、事務局が対応することとする。</p>	<p>○県政記者クラブから特に会見の要望があれば別だが、基本的にはそのような想定ではない。例えば再苦情処理会議等、特異な事案があった場合に、記者から委員会における議論等について、閉会後に取材のあることが想定される。その際に、各委員や事務局からそれぞれ回答するのではなく、委員長から委員会で取りまとめた意見を回答いただきたいという趣旨である。</p> <p>○各委員の名簿を公開している中で、個別に取材に対応するよりは、委員長に代表して回答いただく。簡易な内容の場合は事務局で対応するというものである。</p> <p style="text-align: right;">【建設産業課長】</p>